

公共調達に関するプロジェクトチーム報告書

- 公共調達改革に関する都道府県実施状況について -

平成 2 1 年 7 月 1 4 日

全 国 知 事 会
公共調達に関するプロジェクトチーム

公共調達に関するプロジェクトチーム報告書 目 次

「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく各都道府県の 取組状況及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況につ いて（本編）……………	1
「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく各都道府県の 取組状況及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況につ いて（資料編）……………	8

「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく各都道府県の取組状況 及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況について（本編）

公共調達に関するプロジェクトチームは、平成18年12月に「都道府県の公共調達改革に関する指針」を作成し、全国知事会議に報告を行った。

その後、各都道府県の公共調達改革がどのように進展しているのかを把握するため、平成19年度と平成20年度に取組状況等の調査を行ってきた。

本年度は、アドバイザーからの助言などを基に4月から5月にかけて、取組状況及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況の調査を各都道府県の御協力を得て実施した。

以下、その結果について報告する。

指針に基づく各都道府県の取組状況

指針の主要項目について、平成18年12月の指針作成前から比べると、この約2年半の間に各都道府県の実施率は大きく伸びている。（カッコ内は18年12月と21年7月の実施済都道府県数の推移）

コンプライアンスの徹底については、全ての都道府県で倫理規程を定めるなどの取組を実施している。（44 47）

内部通報制度の整備については、約7割の都道府県で外部の有識者による独立した通報窓口を設置している。（8 35）

職員の再就職制限については、OB等からの働きかけ防止措置を含めるとほとんどの都道府県で措置を講じている。（23 44）

一般競争入札については、約6割の都道府県が1千万円以上の工事に原則全面適用している。（3 27）

他の都道府県についても、工事の規模を定めて一般競争入札に取り組んでいる。（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく実施状況調査結果を参考）

電子入札については、約9割の都道府県で全面導入済みとなっている。（10 40）

全面導入していない都道府県についても、範囲を定めて電子入札を導入している。

ペナルティの強化については、約7割の都道府県で取組を実施している。（3 35）

総合評価方式については、全ての都道府県で導入しており、実施工事の件数も大きく伸びている。

市町村に対する入札制度改革への支援や技術的な支援については、ほとんどの都道府県で入札制度説明会や技術研修会を行っている。また、総合評価方式に関する支援として、都道府県の審査委員会で市町村工事の審査を行ったり、市町村委員会に都道府県職員が学識経験者として参画するなどの対応を行っている。

発注者としてのスキルアップに関する取組状況

1 品質を適正に見極めるための取組状況

(1) 専門研修の実施状況

入札契約事務、設計施工管理に関する専門研修は、ほとんどの都道府県で実施している。

「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」などの関係法令に関する専門研修は、約8割の都道府県で実施している。

その他の専門研修として、現場での安全対策に関する研修や法定資格取得のための研修、橋梁や舗装、建築等の工種別専門研修などを実施している。

(2) 専門研修以外の職員技術力向上への取組状況

約9割の都道府県で独自に職員技術力向上への取組を実施している。

実施例として、技術に関する講演会や発表会の開催、ベテラン職員からの技術力伝承、失敗談等を載せた事例集の作成、現場での実体験による実務能力向上の取組などが多い。

(3) アウトソーシングの状況

設計業務は、約9割の都道府県で職員の技術力や人手不足を補うために外注している。

積算業務、現場監理業務については、ほとんどの都道府県において、業務はほぼ職員が行っている状況である。

検査業務については、ほとんどの都道府県で外注することは無いとしている。

(4) 工事の検査体制

検査員を専任の職員のみとしている都道府県は半数以下であり、半数以上は兼任の検査員も検査に対応している。

全ての都道府県が検査員のスキルアップに関する取組を組織的に実施している。

スキルアップに関する取組の内訳は、約7割の都道府県で検査に関する外部の研修会への参加や、約9割の都道府県で検査員を対象とした内部研修会を実施している。

検査上の課題としては、約半数の都道府県で年度末等の検査集中時に検査員の人数が少ないため適時な検査が実施できないことを挙げている。

2 総合評価方式の実施状況

(1) 評価内容

企業の施工能力や配置予定技術者の能力は、総合評価方式のタイプを問わず概ね8割以上の都道府県で評価項目としている。

その一方で、企業の地域精通度（近隣地域での施工実績、緊急時の施工体制等）を評価項目としている都道府県は約6割である。

また、標準型では、約2割の都道府県で評価項目として企業の施工能力や配置予定技術者の能力、企業の地域精通度、地域貢献度を採用せずに、技術提案のみを評価するなどしている。（簡易型で技術提案のみを評価している都道府県は無い）

落札者の決定基準として除算式、加算式の導入割合は、除算式を採用している都道府県が8割以上、加算式は約1割程度、両方採用している都道府県は5%程度である。

各都道府県で内容は異なるが、全ての都道府県でタイプ毎（高度技術提案型は除く）に統一した評価基準を定めている。

(2) 実施状況

技術提案を求めるタイプの実施件数が過半数を超えている都道府県は約5割ある。そのうち、約2割の都道府県は全て技術提案を求めるタイプで実施している。

技術提案を求めるタイプの方が求めないタイプよりも工事成績評定点の平均点が高い。

総合評価方式を導入した工事の方が導入していない工事よりも工事成績評定点の平均点が高い。

(3) 審査委員会の運営

制度等に対する意見聴取と個別工事に対する意見聴取とを別々の審査委員会で行う都道府県は約4割あり、複数又は単独の委員会を運営している都道府県は約5割である。

委員会を設けずに個別に意見聴取している都道府県は約 1 割と少数である。

審査委員会の運営上の課題としては、審査委員会の構成にかかわらず、タイムリーに開催できない、案件が多く審査時間が十分に取れない、委員会開催日程の調整に苦慮しているなどを挙げている都道府県が多い。

(4) アウトソーシングの活用状況

業者提出資料の取りまとめ作業、技術評価結果案の作成で約 2 割の都道府県、審査委員会の運営では約 1 割の都道府県が人手不足等のためにアウトソーシングしているのみである。

(5) 評価の透明性、公平性を確保するための措置

評価項目、落札者決定基準、配点は、入札前にほとんどの都道府県で公表している。

入札参加者の合計得点は、ほとんどの都道府県で公表しているが、評価項目毎の得点は、自社分のみを公表を含めると約 7 割の都道府県が公表している。今後公表予定有りを含めると約 8 割になる。

評価結果に対する不服申立制度は、約 7 割の都道府県で設けている。

3 一般競争入札における透明性、公平性の確保

全ての都道府県で入札参加資格が認められなかった者の不服申立制度を設けている。

< 参考 >

発注者としてのコンプライアンス（広義のコンプライアンス）への取組

平成 20 年度報告書のアドバイザーからの助言を受けて、平成 21 年 4 月に全国知事会が「発注者としてのコンプライアンス（広義のコンプライアンス）研修会」を開催した。

〔研修会でのアンケート調査結果〕

発注者としてのコンプライアンス（広義のコンプライアンス）研修は、16 都道府県で実施しており、そのうち 6 割の都道府県では年間 1 回以上開催している。

未実施の都道府県は、そのうちの約半数が実施するかどうか検討したいとしている。

< 総 評 >

1 指針に基づく各都道府県の実組

各都道府県の公共調達改革は、指針作成時点から大きく進展した。

一般競争入札の拡大は着実に進んでおり、総合評価方式は全ての都道府県で導入済みとなった。

2 発注者としてのスキルアップに関する取組

入札契約事務、設計施工管理に関する専門研修は、ほとんどの都道府県で実施しており、その上で各都道府県が状況に応じ工夫を凝らして能力向上の取組を実施している。

職員の不足のために、設計業務のアウトソーシングを実施したり、検査集中時における検査対応に苦慮している状況が見受けられる。

総合評価方式は、各都道府県毎に統一した評価方法や審査方法を定めて行っており、総合評価方式による品質の向上が認められる。

しかし、総合評価方式の実施件数が増えているため、審査委員会をタイムリーに開催できない、審査時間が十分に確保できないなどの課題も発生している。

総合評価方式に対する透明性、公平性の確保では、評価結果についてほとんどの都道府県が公表又は今後公表を予定している。評価結果に対する不服申立制度がある都道府県は約7割となっている。

< 公共調達改革を推進する上での留意点 >

公共調達を取り巻く環境は各都道府県毎に異なる。地域の実情に十分に配慮しつつ、公正・公平な競争と工事の品質が確保される公共調達を進めていく必要がある。なお、今年度の調査結果から得られた留意点は以下のとおりである。

《適切な品質確認を行う体制づくり》

技術力や人手不足を補うために外注している設計業務においては、成果品についての十分なチェックを、人手不足が課題となっている工事検査では検査員の兼務や段階的な確認検査、検査方法の見直しを実施するなど、適切な品質確認を行う体制づくりを進めていくことが必要である。

《技術提案の適切な評価》

総合評価方式においては、今後も実施件数の増加が考えられるため、技術提案を適切に評価するためにも審査委員会の運営の効率化などを工夫する必要がある。

《発注者のスキルアップ》

質の高い公共調達を進めるには発注者のスキルアップが重要な要素であり、今年度の調査結果を活用して、発注事務に携わる職員の更なる能力向上を図ることが必要である。

<アドバイザーからの助言>

内部通報制度やOB等からの働きかけ防止など不正行為を防止するための制度は、設けるだけでなく、有効に機能させるかが重要であるとともに、首長が先頭に立って不正行為を起こさない風土づくりに努めるべきである。

ダンピングなどによる品質の低下を防ぐため、職員が工事の品質を適正に見極めることができるような専門技術の習得を進めていくことが必要である。

発注者は今まで指針に関する取組を進めてきたが、今後はより質の高い公共調達を目指して、発注者としてのコンプライアンスの更なる向上を図り、各地域の実情に合わせて主体的に取組を進めていくことが求められている。

良いモノを安く作るためには、必要に応じて民間の優れた技術力を活用していくことが有効である。

各都道府県の優れた取組は全国に情報発信する仕組みを作っていく必要がある。

<今後の公共調達改革への取組>

公共調達改革に終わりはない。各都道府県は今後も指針の取組を着実に進めていくとともに、実施した取組について有効に機能しているか、新たな課題が発生しているかなどを常に確認しながら、主体的に改革に取り組んでいく必要がある。

そこで、より質の高い公共調達を目指して、各都道府県の新たな課題の解決方法や優れた取組を情報共有できる仕組みを作っていく。

公共調達に関するプロジェクトチーム名簿

H21.7

構成府県

府県名	職名	氏名
埼玉県	知事	上田 清司
岐阜県	知事	古田 肇
大阪府	知事	橋下 徹
佐賀県	知事	古川 康

アドバイザー

現職	氏名
読売新聞 編集局総務	五阿弥 宏安
名城大学教授・コンプライアンス研究センター長・弁護士	郷原 信郎

「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく各都道府県の取組
状況及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況について
(資料編)

【調査の目的】

- 各都道府県が今後、公共調達改革を推進する上での留意点を探る。

【調査概要】

調査1

「都道府県の公共調達改革に関する指針」についての取組状況調査

- 昨年度と同様、「指針」に基づく各県の取組状況を項目ごとに調査する。
- 今年度はアドバイザーからの助言に基づき、「市町村への要請」に関する新たな調査として、市町村における入札制度改革への支援及び市町村に対する技術的支援の内容を調査する。

調査2

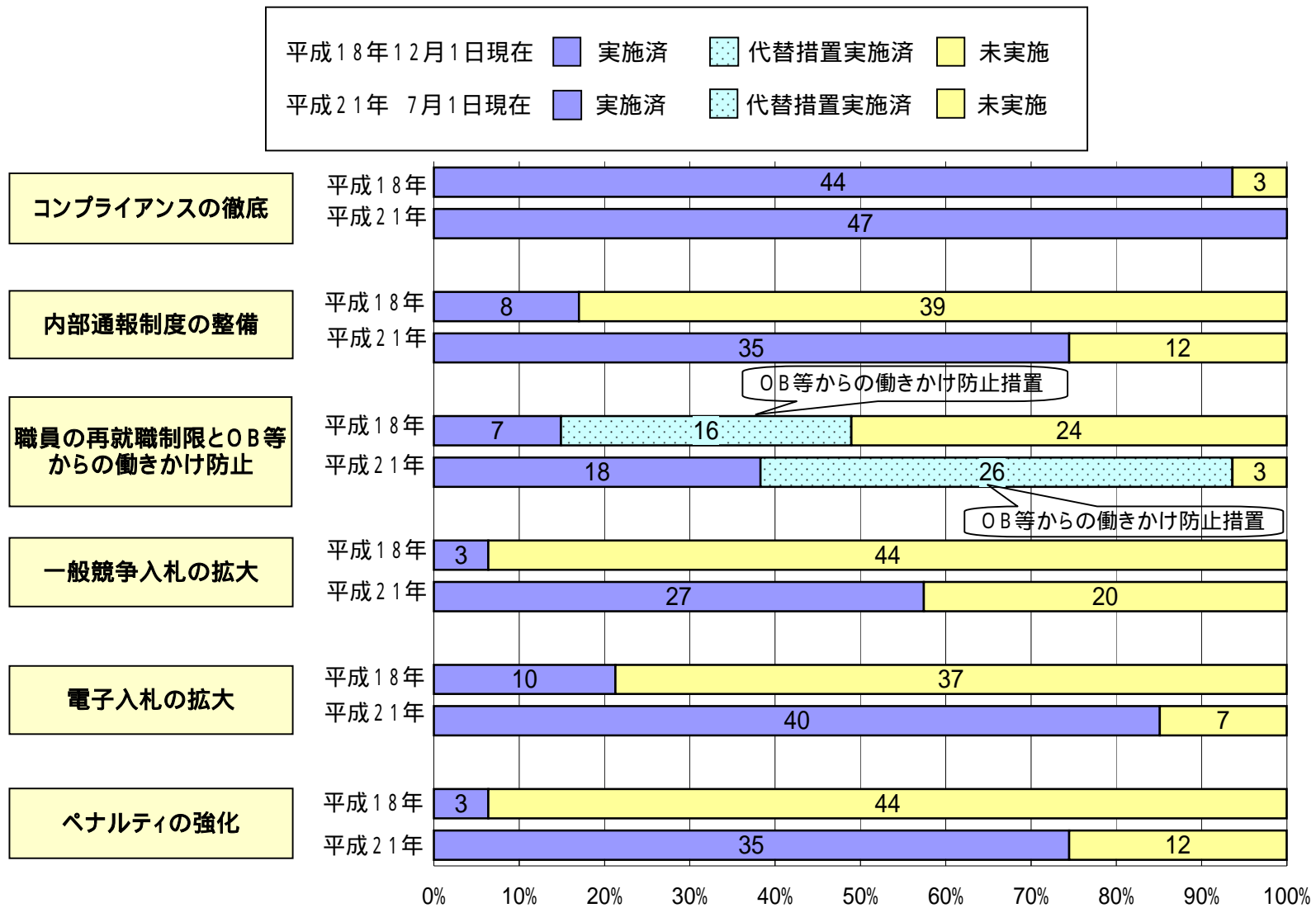
発注者としてのスキルアップに関する調査

- アドバイザーからの助言に基づき、「公共工事の発注者としてのスキルアップ」をテーマに各都道府県の取組状況を調査する。
- 調査は、「品質を適正に見極める能力の向上」及び「総合評価方式における技術提案を適正に評価する能力の向上」をテーマとして、各都道府県の取組状況等を調べる。
- 各都道府県の取組状況を取りまとめて情報発信することにより、各都道府県が実施する発注者としてのスキルアップに関する取組の参考となるようにする。

【調査1】「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく取組状況調査

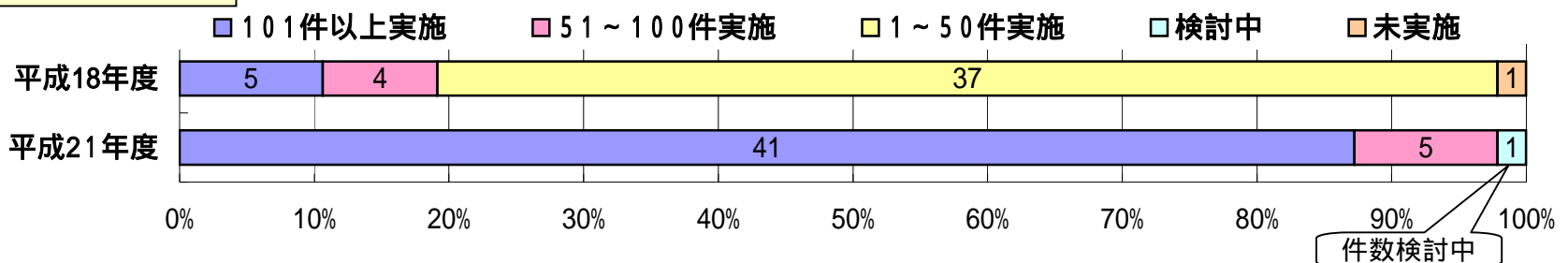
(主要項目・総合評価方式導入状況)

主要項目の進捗状況



- コンプライアンスの徹底
- 倫理規程や倫理条例の制定またはコンプライアンス委員会を設置しての行動規範の整備などのうち、いずれかを実施していること。
- 内部通報制度の整備
- 外部の有識者による独立した通報窓口を設置していること。
- 職員の再就職制限とOB等からの働きかけ防止
- 企業との間に退職前5年間に担当していた職務と密接な関係を有すると認められる職員(課長級以上)について、退職後最低2年間当該企業への再就職を制限していること。
 - 営業に従事しない旨の誓約書の提出や営業活動の自粛、働きかけがあった場合の記録・公表など再就職制限と同等の効果を持つOB等からの働きかけ防止措置を講じていること。
- 一般競争入札の拡大
- 1千万円以上の工事については、原則として全て一般競争入札を適用することになっていること。
- 電子入札の拡大
- 電子入札を全面導入していること。
- ペナルティの強化
- 「入札談合に係る違法・不正行為を行った場合に12月以上の入札参加停止とすること」、「入札談合に係る違約金特約の額を契約額の20%以上とすること」、「警察に対して談合情報を積極的に情報提供すること」の3項目を全て実施していること。

総合評価導入状況



各都道府県の取組状況

コンプライアンスの徹底については、全ての都道府県で倫理規程を定めるなどの取組を実施している。

一般競争入札については、約6割の都道府県(27)が1千万円以上の工事について原則一般競争入札を行っている。他の都道府県についても、工事規模を定めて一般競争入札に取り組んでいる。(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく実施状況調査結果を参考)

電子入札については、約9割の都道府県(40)で全面導入済みとなっている。全面導入していない都道府県についても、範囲を定めて電子入札を導入している。

総合評価方式については、全ての都道府県で導入している。

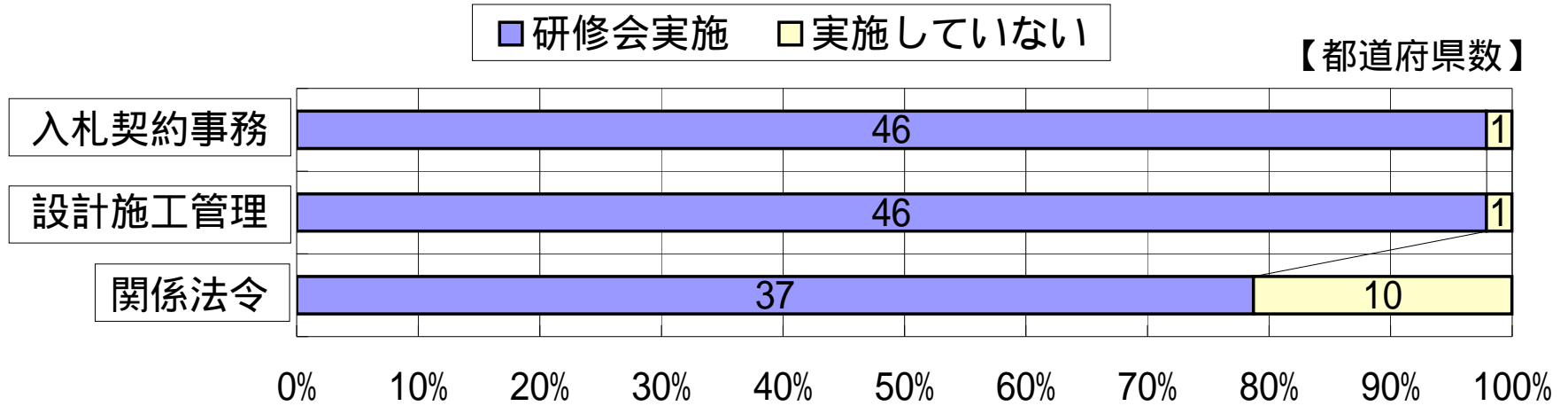
その他の項目についても、指針策定時と比較し、実施率が大きく伸びている。

【調査2】発注者としてのスキルアップに関する調査

この調査は各都道府県における平成20年度の実施状況を調査したものである。

1 品質を適正に見極めるための取組状況

(1) 専門研修の実施状況

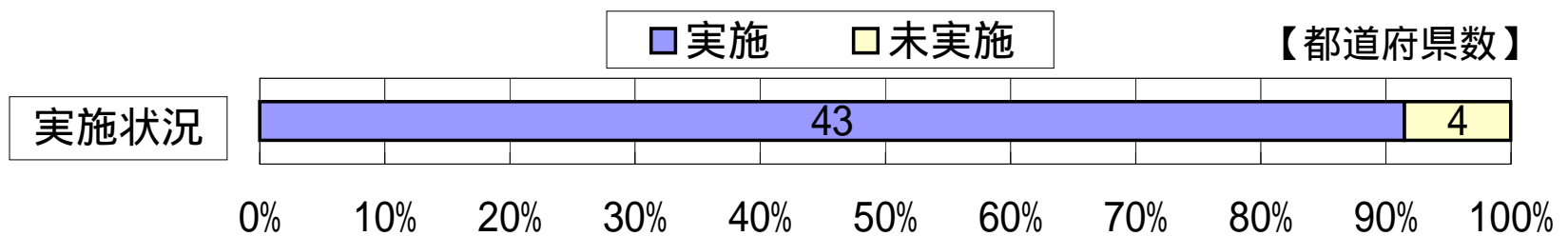


専門研修の実施状況

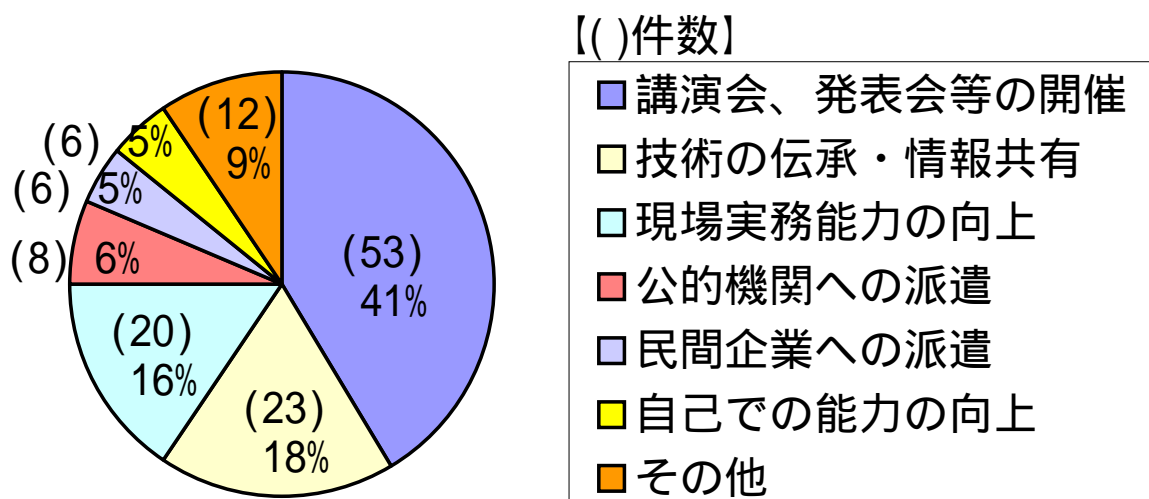
入札契約事務、設計施工管理に関する専門研修は、ほとんどの都道府県で実施している。
 建設業法や入契法などの関係法令に関する専門研修は、約8割の都道府県で実施している。
 その他の専門研修としては、現場での安全対策に関する研修や法定資格取得のための研修、橋梁や舗装、建築等の工種別専門研修を実施している。

(2) 専門研修以外の職員技術力向上への取組状況

ア) 独自の取組



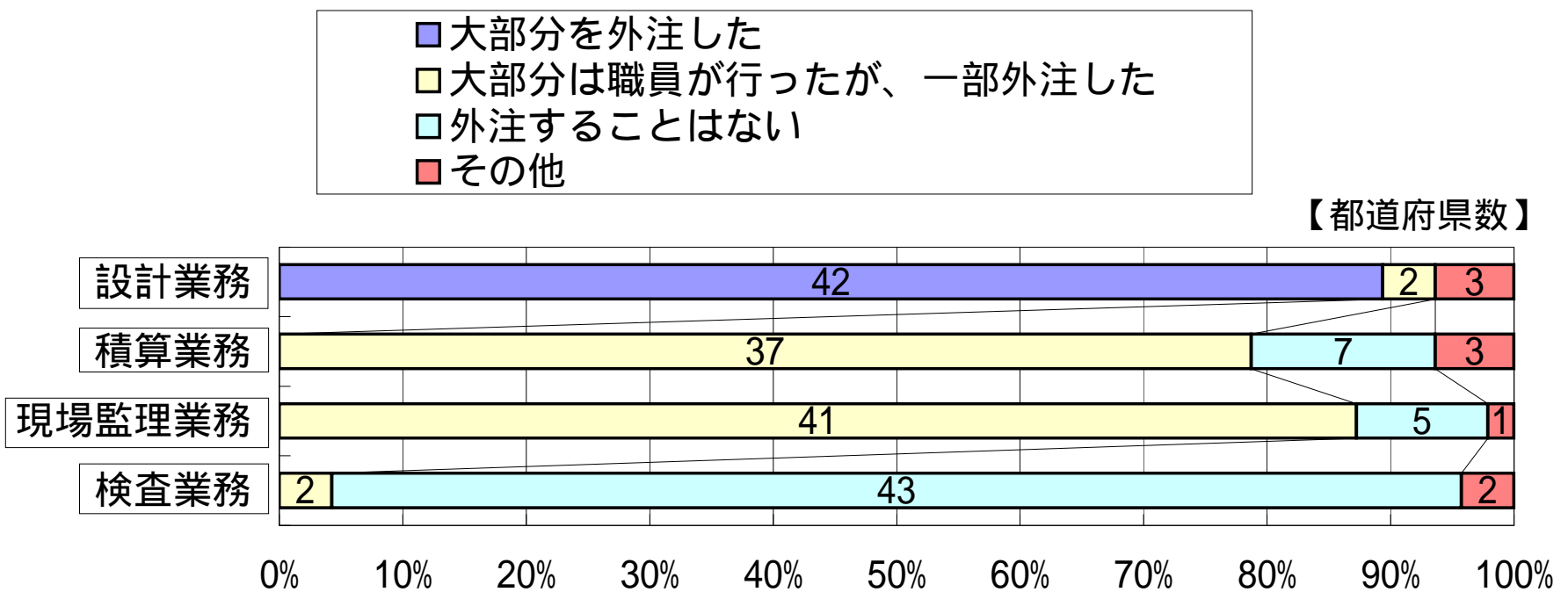
イ) 取組内容



専門研修以外の職員技術力向上への取組状況

約9割の都道府県で、独自の取組を実施している。
 実施例としては、技術に関する講演会や発表会の開催、ベテラン職員からの技術力伝承、失敗談等を載せた事例集の作成、現場での実体験による実務能力向上の取組などが多い。

(3) アウトソーシングの状況



アウトソーシングの状況

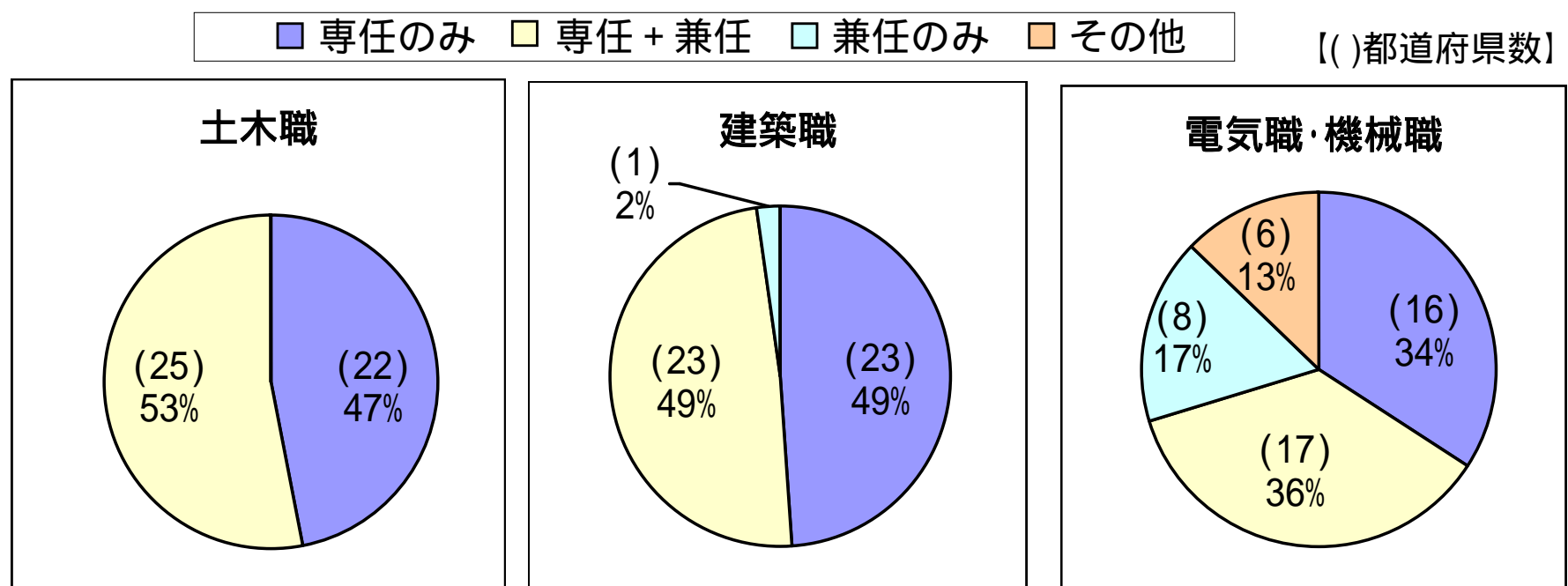
設計業務は、約9割の都道府県で職員の技術力や人手不足を補うために外注している。

積算業務、現場監理業務は、ほとんどの都道府県で一部を外注、又は外注することはないとしており、業務はほぼ職員が行っている状況である。

検査業務は、ほとんどの都道府県で外注することはないとしている。

(4) 工事の検査体制

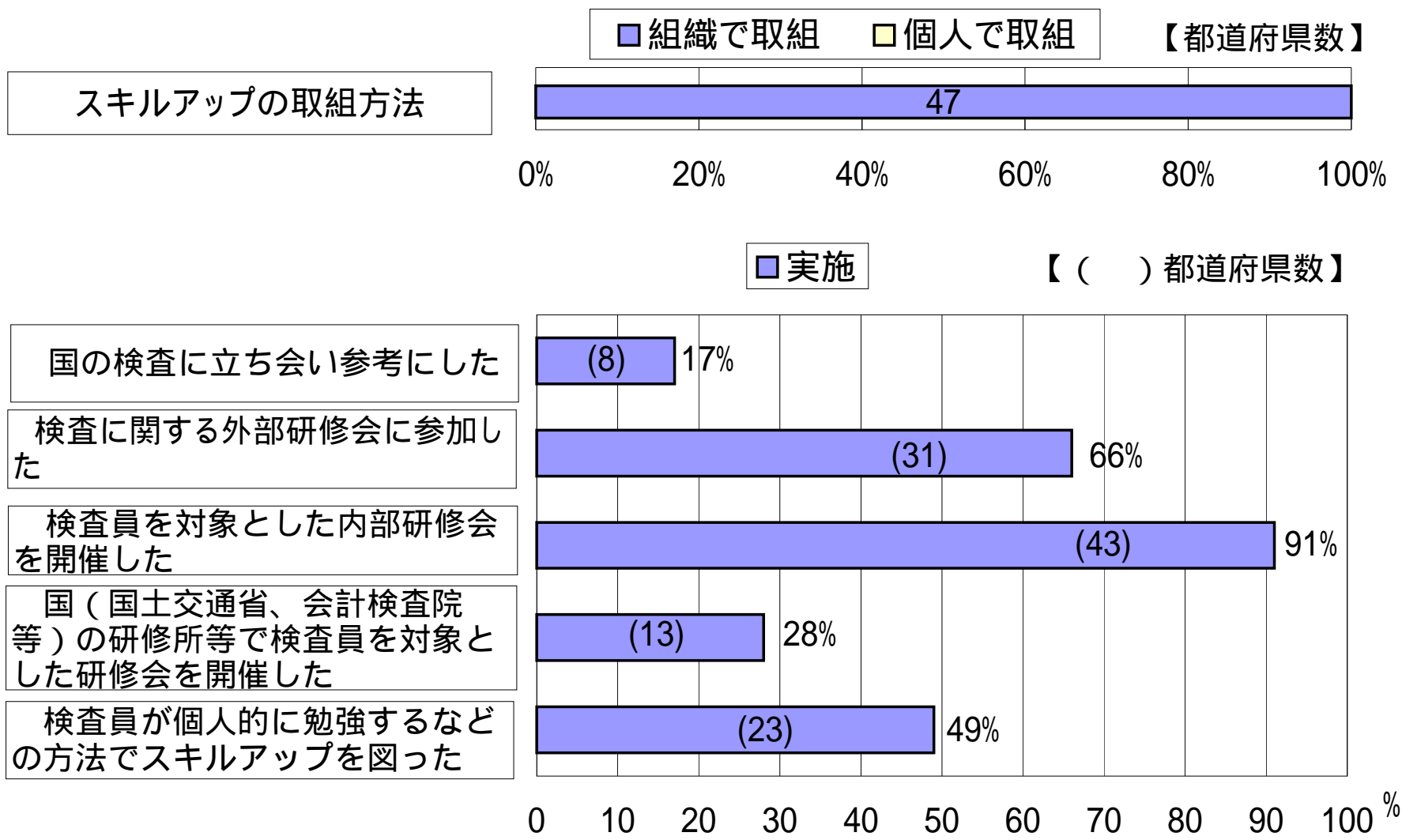
ア) 工事検査員(専任・兼任)の体制



工事の検査体制(専任・兼任)

検査員を専任の職員のみとしている都道府県は半数以下であり、半数以上は兼任の検査員も検査に対応している。

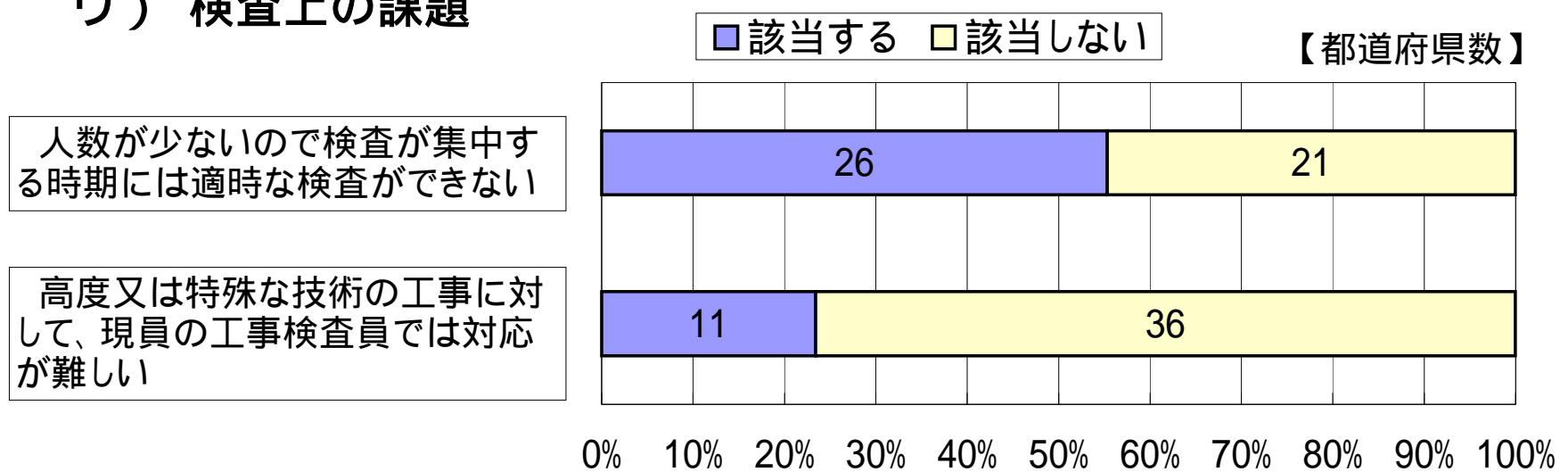
(4) 工事の検査体制
イ) 検査員のスキルアップに関する取組



工事の検査体制 (検査員のスキルアップに関する取組)

全ての都道府県が検査員のスキルアップに関する取組を組織的に実施している。スキルアップに関する取組の内訳は、約7割の都道府県で検査に関する外部の研修会への参加や、約9割の都道府県で検査員を対象とした内部研修会を実施している。

(4) 工事の検査体制
ウ) 検査上の課題



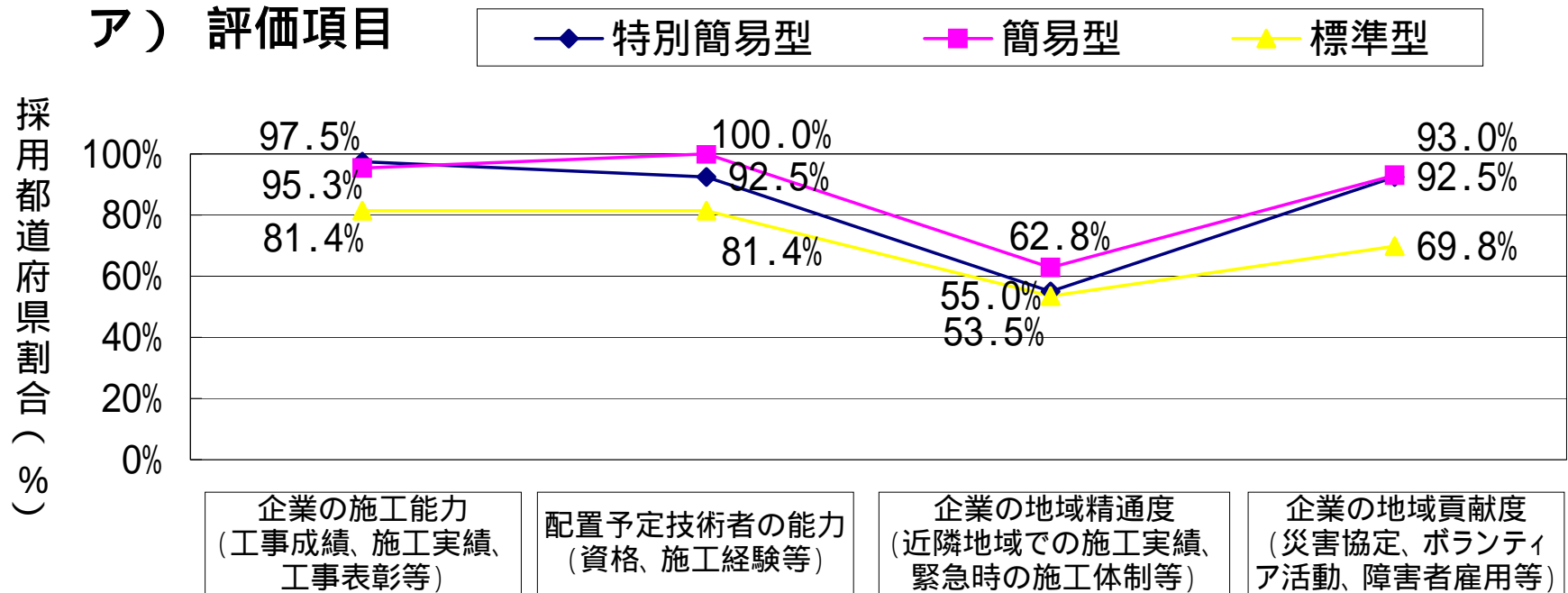
工事の検査体制 (検査上の課題)

約半数の都道府県で年度末等の検査集中時に検査員の人数が少ないため適時な検査が実施できないことを挙げている。

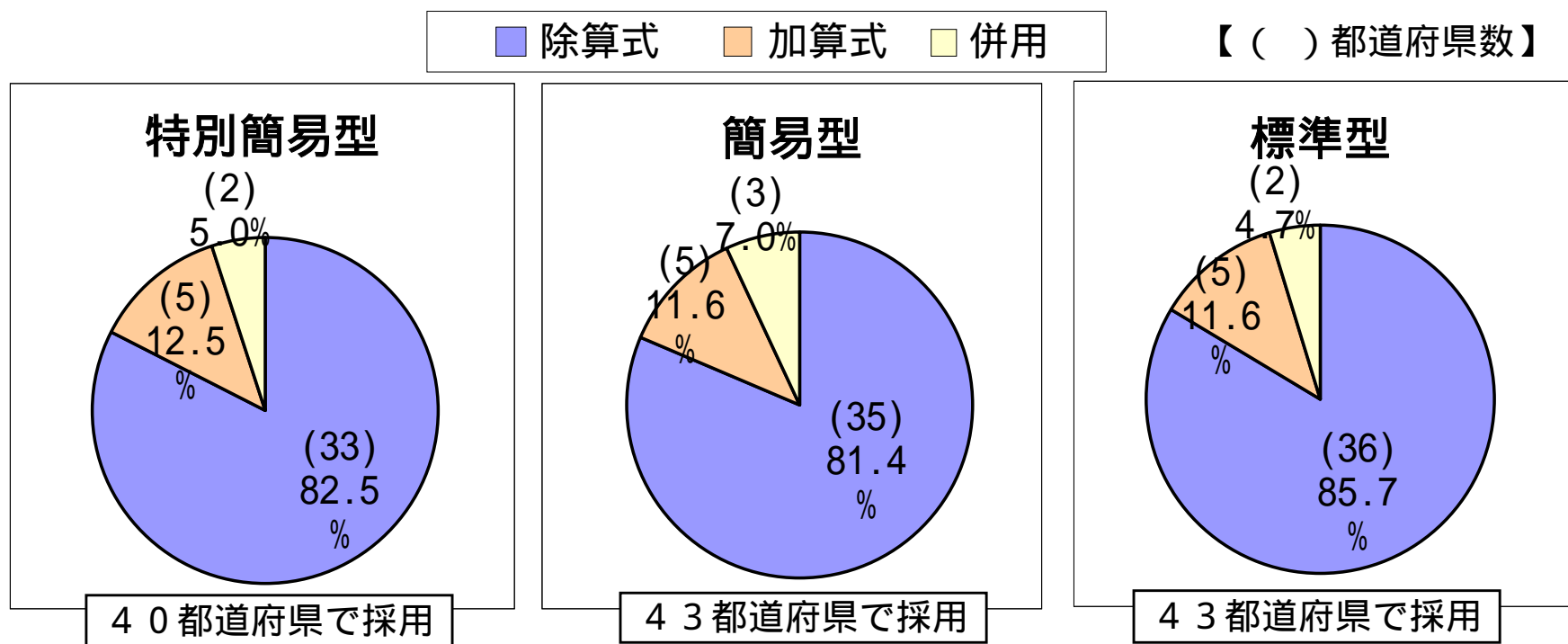
2 総合評価方式の実施状況

(1) 評価内容

ア) 評価項目



イ) 落札者決定基準 (計算式)



評価内容

企業の施工能力や配置予定技術者の能力は、総合評価方式のタイプを問わず概ね8割以上の都道府県で評価項目としている。

企業の地域精通度（近隣地域での施工実績、緊急時の施工体制等）を評価項目としている都道府県は約6割である。

なお、「標準型」では、評価項目として企業の施工能力や配置予定技術者の能力、企業の地域精通度、地域貢献度を採用せずに、技術提案のみを評価している都道府県が約2割ある。（簡易型で技術提案のみを評価している都道府県は無い）

落札者の決定基準として除算式、加算式の導入割合は、除算式を採用している都道府県が8割以上、加算式は約1割程度、両方採用している都道府県は5%程度である。

総合評価方式のタイプ分類

特別簡易型：施工計画などの提案を求めず、企業や配置予定技術者の施工実績など定量的な事項で評価するタイプ（技術提案を求めない）

簡易型：特定の課題を設定せず、施工上配慮すべき事項の提案を求め、それが適切かどうかを評価するタイプ

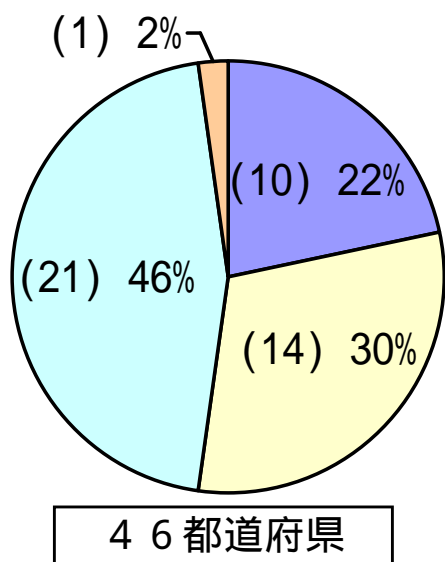
標準型：技術的難易度に基づき特定の課題を設定し、その施工方法に係る提案を評価するタイプ

高度技術提案型：特に高度な技術が必要な課題を設定し、その解決に係る提案を評価するタイプ（下記の手続きを伴うもの）

- ・より優れた技術提案とするために発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行う手続き
- ・技術提案をもとに予定価格を作成する手続き

(2) 実施状況

ア) 技術提案を求めるタイプと求めないタイプの実施状況及び技術提案を求めるタイプの実施件数割合【()都道府県数】



- 全て技術提案を求めるタイプで実施
- 技術提案を求めるタイプの実施件数割合 50%以上100%未満
- 技術提案を求めるタイプの実施件数割合 1%以上50%未満実施
- 技術提案を求めるタイプは実施していない (特別簡易型のみ実施)

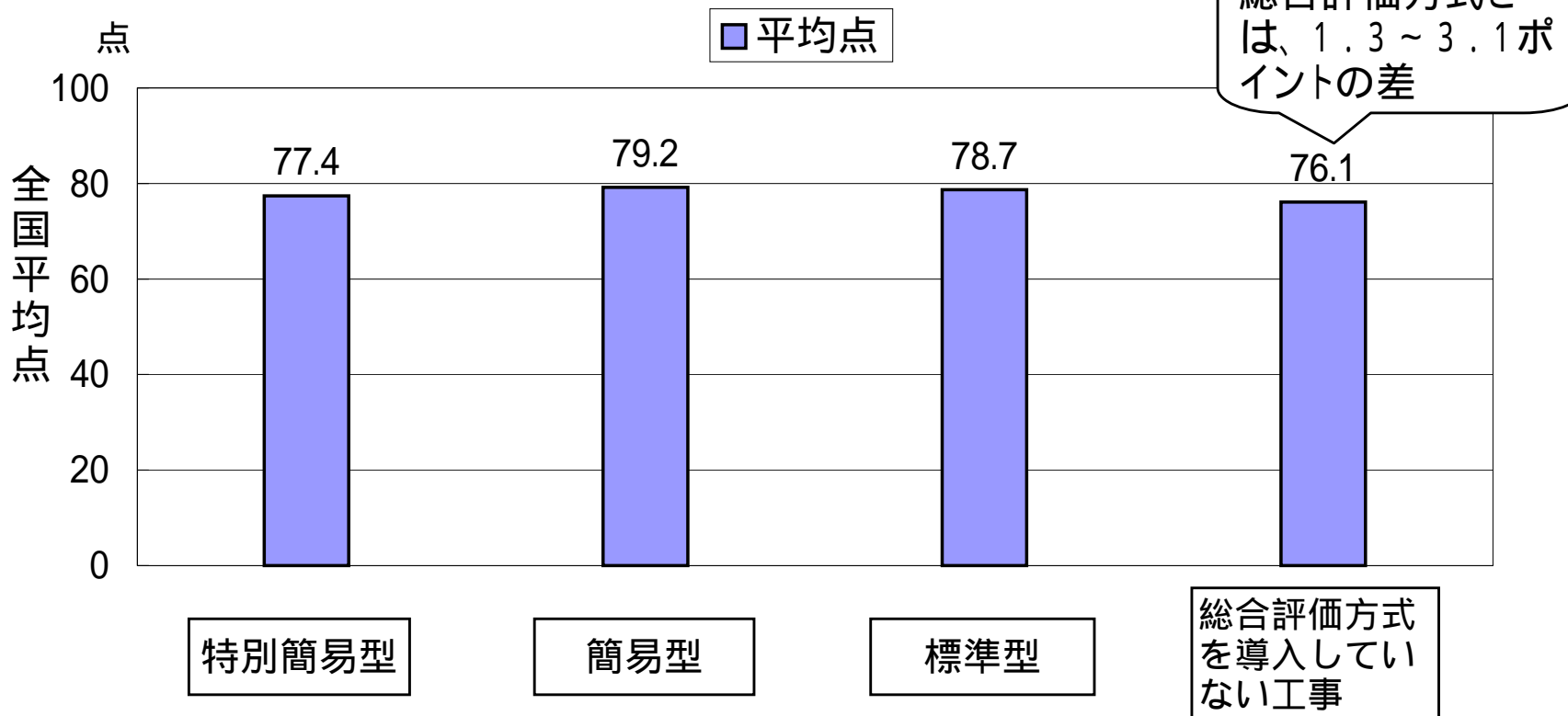
技術提案を求めるタイプ(簡易型、標準型、高度技術提案型)と求めないタイプ(特別簡易型)の実施状況及び技術提案を求めるタイプの実施件数割合

約半数の都道府県で技術提案を求めるタイプの実施件数が総合評価方式全体の件数の過半数を超えている。

約2割の都道府県では、全ての総合評価方式で技術提案を求めている。

なお、高度技術提案型は3都道府県で実施している。主な事例として浄水場の特高受変電設備工事における主要機器の容量・構成・台数の適切性や、機器レイアウトの概要などである。

イ) 工事成績評定点



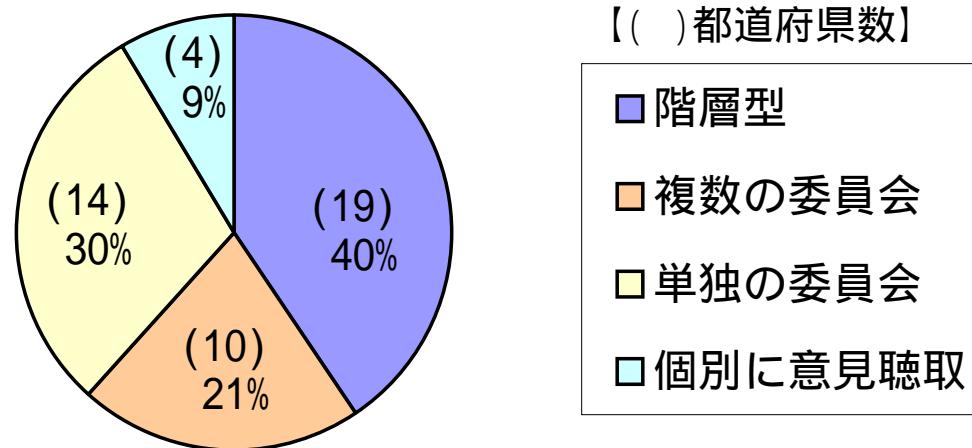
対象は1千万円以上の工事
高度技術提案型は工事継続中

工事成績評定点

技術提案を求めるタイプ(簡易型、標準型)の方が求めないタイプ(特別簡易型)よりも工事成績評定点の平均点が高い。

総合評価方式の全てのタイプの工事で、総合評価方式を導入していない工事よりも工事成績評定点の平均点が高い。

(3) 審査委員会の運営



審査委員会の運営

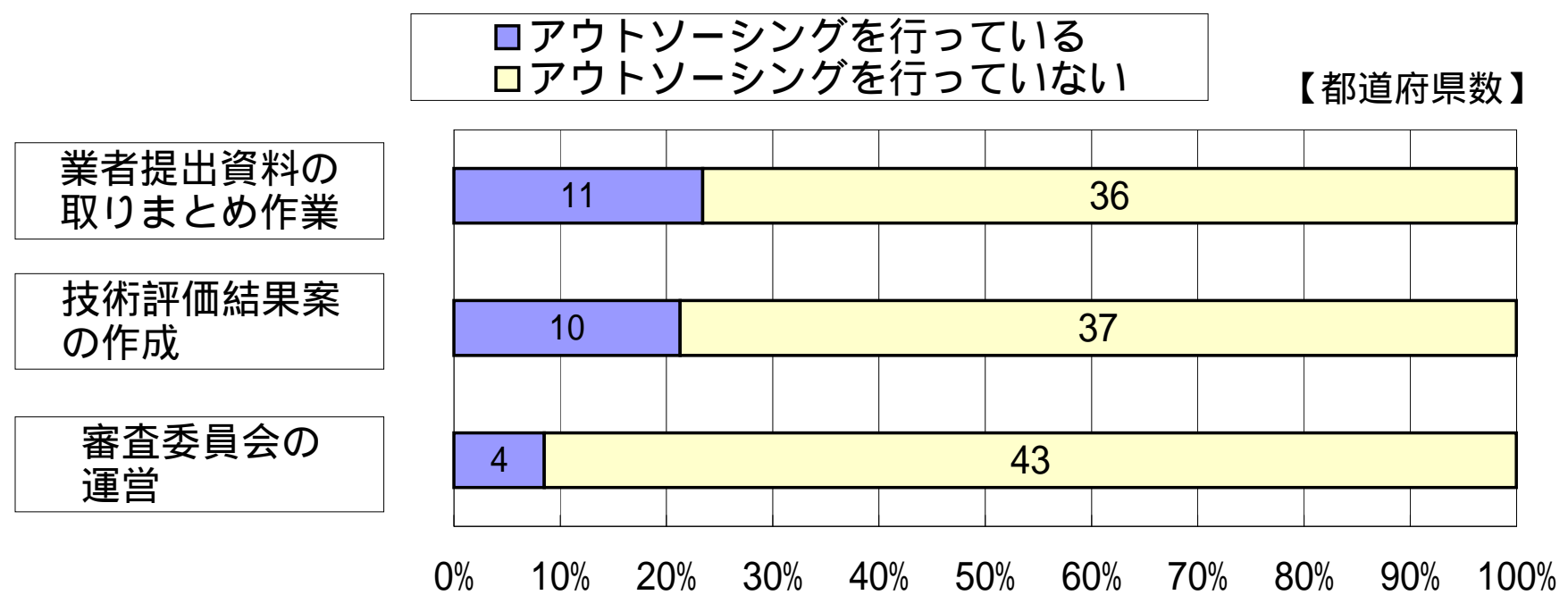
制度等に対する意見聴取と個別工事に対する意見聴取とを別々の審査委員会で行っている都道府県は約4割である。(階層型)

複数(地域毎又は工種毎に設置等)又は単独の委員会を運営している都道府県は約5割である。

委員会を設けずに個別に意見聴取している都道府県は約1割である。

審査委員会の運営上の課題としては、審査委員会の構成にかかわらず、タイムリーに開催できない、案件が多く審査時間が十分に取れない、委員会開催日程の調整に苦慮しているなどを挙げている都道府県が多い。

(4) アウトソーシングの活用状況



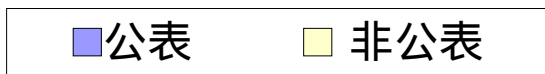
アウトソーシングの活用状況

業者提出資料の取りまとめ作業、技術評価結果案の作成は、約2割の都道府県が人手不足のために作業の一部又は全部をアウトソーシングしている。

審査委員会の運営は、約1割の都道府県が人手不足等のために大部分又は全てをアウトソーシングしている。

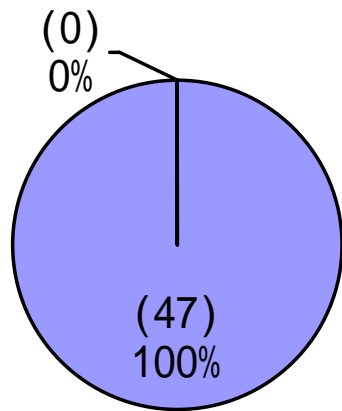
(5) 評価の透明性、公平性を確保するための措置

入札参加予定者への公表（入札前）

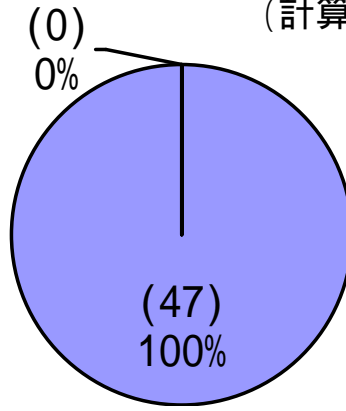


【() 都道府県数】

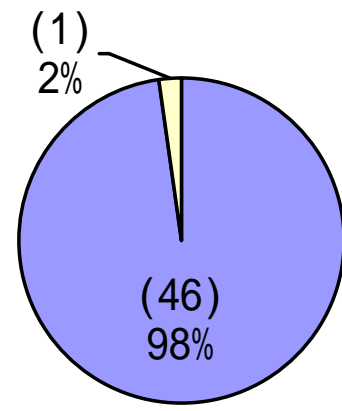
ア) 評価項目



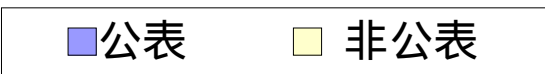
イ) 落札者決定基準 (計算式)



ウ) 配点

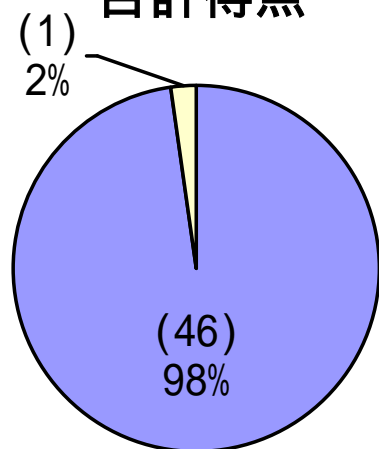


入札参加者への公表（入札後）

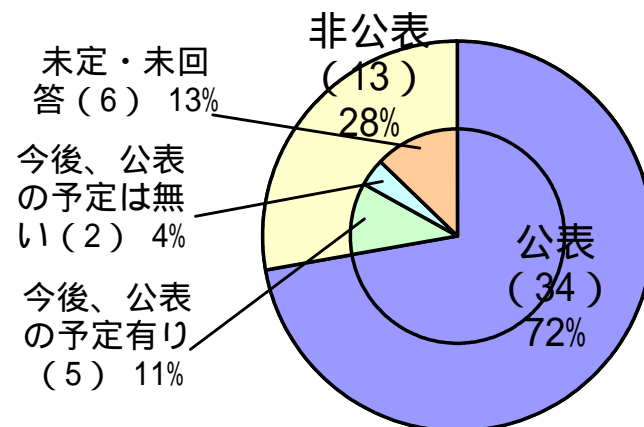


【() 都道府県数】

エ) 入札参加者の合計得点



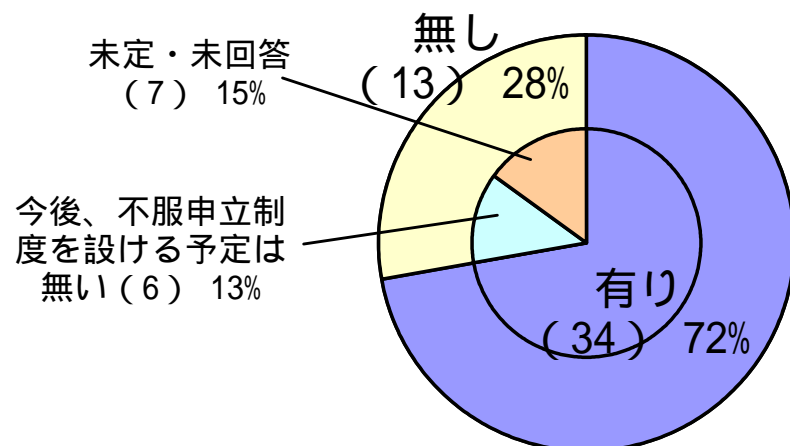
オ) 入札参加者の評価項目毎の得点



カ) 評価結果に対する不服申立制度の有無



【() 都道府県数】



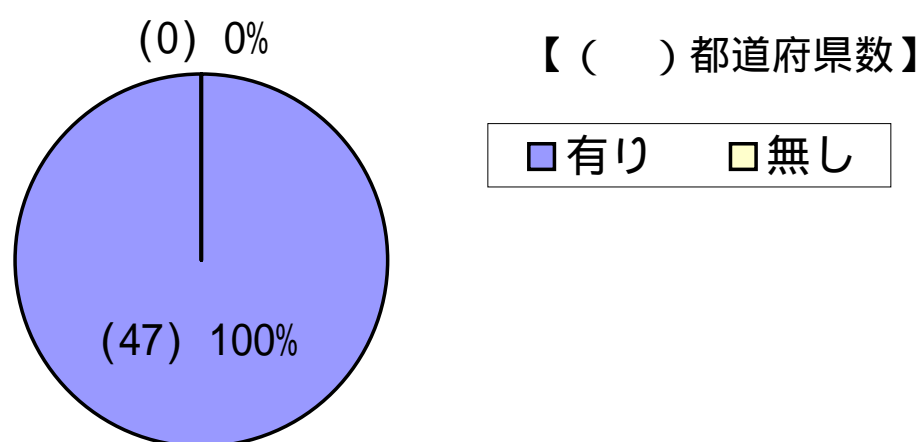
評価の透明性、公平性を確保するための措置

評価項目、落札者決定基準、配点は、入札前にほとんどの都道府県で公表している。

入札参加者の合計得点は、ほとんどの都道府県で公表しているが、自社分のみの公表を含めた入札参加者の評価項目毎の得点の公表は約7割の都道府県が行っている。今後の公表予定有りを含めると約8割になる。

評価結果に対する不服申立制度は、約7割の都道府県で設けている。

3 一般競争入札における不服申立制度の有無



一般競争入札における不服申立制度の有無

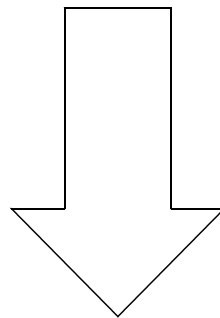
全ての都道府県で入札参加資格が認められなかった者の不服申立制度を設けている。

公共調達改革に関する各都道府県の情報共有について

【目的】 入札契約事務の執行に当たり、各都道府県における新たな課題に対する解決方法や、優れた取組みを全国的に情報共有し、各地域の実情に合わせた独自の取組に活かす。

【方法】

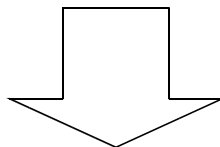
入札・契約に関する課題やその解決に向けた取組について
各都道府県に照会 (全国知事会)



必要に応じ意見・情報交換
のための会合を開催

照会結果を集計、取りまとめ

(全国知事会・埼玉県)



全国知事会議で各都道府県に情報提供(フィードバック)

(全国知事会)